

第 45 回富山県伝統的工芸品展開催事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、第 45 回富山県伝統的工芸品展開催事業業務の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるもの

2 委託者

富山県伝統的工芸品展運営委員会

（富山市新総曲輪 1 番 7 号富山県商工労働部地域産業振興室伝統産業支援課内）

3 委託する業務

（1）業務名

第 45 回富山県伝統的工芸品展開催事業業務

（2）契約期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日（水）まで

（3）業務の仕様

別紙 1 仕様書のとおり

※ 業務の内容については、委託先の提案内容を踏まえ、確定します。

（4）委託費の上限額 2,100 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ この上限額は、委託契約時の予定額（予定価格）を示すものではありません。また、安価な見積額で提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

4 プロポーザル参加資格

（1）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

（2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

（3）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

（4）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者

シ 県税を滞納している者

ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者

セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

5 第 45 回富山県伝統的工芸品展の概要

日時：イオンモール高岡会場

令和 7 年 10 月 3 日（金）～ 5 日（日）10 時～18 時（最終日は 17 時まで）

富山駅会場

令和 7 年 10 月 11 日（土）10 時～17 時

会場：イオンモール高岡（東館 1 階セントラルコート、ブリーズ・靴下屋前通路（予定））

富山駅（南北自由通路（予定））

概要：① 富山県内の伝統工芸品の展示及びアンケート

（富山県国指定 6 産地、県指定 5 産地の作品を展示）

② 富山県内の伝統工芸品の製作実演・製作体験

製作実演：国指定 4 産地参加予定

製作体験：国指定 6 産地、県指定 3 産地参加予定

③ 伝統工芸品が当たる抽選会の開催

④ 「とやま手わざアワード 2025」の応募作品展示及び来場者投票の実施

約 20 点の作品の中から来場者に投票していただくコンテストを開催

投票者の中から抽選でとやまカードをプレゼント予定

6 参加手続き

(1) 質問の受付

- ① プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールで、令和7年7月2日（水）17時までに提出してください（任意様式。質問への回答は、全ての参加者にメールでご案内します）。
- ② 以下の質問については、お答えすることができません。
 - ア 他の応募者に関する質問
 - イ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

(2) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を電子メールで令和7年7月9日（水）17時までに提出してください。

(3) その他

参加申込書、質問の提出先は「12 問い合わせ先」を参照してください。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類（任意様式）

- ① 第45回富山県伝統的工芸品展開催事業業務企画提案書
 - ※ 追加可能な企画など、独自要素があれば提案すること
- ② 実施スケジュール
- ③ 会社概要、組織体制がわかるもの、類似業務の実績が分かるもの
 - ※ 類似業務とは、PRイベント等の開催に係る業務を指します（特に都道府県又は市町村から受託した業務）。
- ④ 経費に係る概算見積書

(2) 提出期限

令和7年7月16日（水）17時 必着

※ 企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出先：「12 問い合わせ先」に同じ
- ② 提出方法：電子メール

(4) 注意事項

企画提案書は1社につき1提案までとし、提案する企画に係る費用の総額は委託予算額を超えないものとします。

8 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

受託候補者は、書面審査により決定します。

(2) 審査基準

別紙2「企画提案書の評価基準」

(3) 審査結果

後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

(4) その他

- ① 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担となります。
- ② 審査結果については、各参加者に直接お知らせするとともに、次の事項については、県のホームページで公表します。
 - ア 選定した受託候補者の名称
 - イ 受託候補者の選定理由

9 委託契約の締結について

- (1) 受託候補者との間で、業務委託仕様書に記した業務を一括して委託するための委託契約を締結します。
- (2) 委託料及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。
- (3) イベント運営等に関する重要な事項については、その都度、運営委員会の指示に従い、業務を遂行するものとします。

10 その他

- (1) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、運営委員会に属するものとします。
- (2) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (3) 参加を辞退する場合は辞退届を提出してください（任意様式）。
- (4) 必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。

11 今後のスケジュール

プロポーザル質疑締切	令和7年7月 2日（水）17時
プロポーザル参加申込書締切	令和7年7月 9日（水）17時
プロポーザル企画提案書締切	令和7年7月16日（水）17時
審査結果通知、契約締結	令和7年7月17日（木）以降

12 問い合わせ先、書類等の提出先

〒930-8501 富山県新総曲輪1番7号

（富山県商工労働部地域産業振興室伝統産業支援課内）

富山県伝統的工芸品展運営委員会事務局 担当：平野

受付時間は、8時30分から17時15分まで（12時から13時まで及び土日・祝日を除く）

TEL：076-444-3247（直通）

E-mail：achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp